

利便性向上に資するよう仕組みを見直すことが必要。

**【制度・組織】**

- ・現在運営費交付金があてられている事務・事業のうち、裁量性が低い事務・事業については補助金等に切り替えるなど、より一層の透明性を確保。
- ・各補助金交付要綱等により事業の実施方法が明確に規定されていること等を踏まえ、評価を簡素化し、効率的な事業実施を確保。

## 第1WG 中間報告（抄）

第1WG 富田俊基

第1WGでは、内閣府、消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、環境省及び防衛省所管のすべての独立行政法人（36法人）について、所管府省及び法人を対象としてヒアリングを重ねてきたところ、現時点での状況と今後の検討の方向性のポイントは、以下のとおりである。

### <内閣府所管法人>

#### ○国立公文書館

- ・ 公文書管理法に定める施行後5年の見直しにあわせて、特別の法人化を含めた検討を行うこととし、国立公文書館を所管する立場からの工程表を策定することを確認。

#### ○北方領土問題対策協会

- ・ 重要な課題である北方領土問題への取り組みを進める上で、具体的にいかなる組織形態が適切か引き続き検討。

#### ○沖縄科学技術研究基盤整備機構

- ・ 今秋の学校法人化により、法人廃止。
- ・ 学校法人化後のガバナンスについて、沖縄振興予算による補助が行われる見通しであることを踏まえ、大学の自律的な規律に加えて、内閣府との間で業務運営状況に関する定期的な協議会を開催すること、月次での予算執行状況の報告を事業計画認可に際して義務付けること等を確認。

### <消費者庁所管法人>

#### ○国民生活センター

- ・ 消費者庁と国民生活センターとの間で平成25年度の一元化を目指すとの結論を得ていることと、それを踏まえ、一元化に係る試行や第三者を含めた検証を行った上で、政務レベルでの判断を行っていくとの方向性を確認。あわせて、試行及び検証を早急に実施し、上記の判断を政府全体の独法改革のスケジュールに合わせて行うことを確認。
- ・ 一元化した場合、消費者行政が効率化・強化される姿となることを確認。
- ・ 平成20年度第2次補正予算に由来して法人に積まれている約80億円について、平成24年度末までの必要見込み額を除き基本的に国庫に返納する方針を確認。さらに24年度末に残高があれば、その時点で国庫に返納することを確認。